

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 30 年  
9 月 18 日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 救急病院でなくなった医療機関（医療政策課）……………
  - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………
  - 漁業災害補償法第百二十五条の六第一項の規定による同意（農林水産政策課）……………
  - 保安林の指定（森林整備課）……………
- 公告
  - 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等（障害者支援課）……………
  - 平成三十年度砂利採取業務主任者試験の実施（商政課）……………
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………
  - 建築士の免許の取消し（建築指導課）……………
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数……………



### 山口県告示第百三十四号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成三十年九月十八日

名 称 所 在 地 山口県知事 村 岡 嗣 政

山崎病院

下関市長府江下町二番一〇号

### 山口県告示第百三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

区	域	区	分
三見区域		主として底びき網又は沖建網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	

### 山口県告示第百三十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村 岡 嗣 政

加	入	区	区	分
小野田、藤曲浦、新宇部加入区		のり等養殖業（のり養殖業）		
下関南風泊加入区		わかめ養殖業		

### 山口県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

下関市豊北町大字田耕字赤水五七五の一、五七五の二、字三分ノ一 五八〇の三、五八〇の四、字打立五八八の二、五八八の三、字長谷五九六の二、五九六の六、字柿ノ木五九六の五、字黒杭一六八四の一、三〇五六の三、三〇五六の四、字藤ヶ浴一六八八、字殿畑三〇五二の一、字城三〇五二の二、字植ヶ迫三〇五二の三、字中岡三〇五七の一、字水木原三〇五七の四、字交合台三〇五九の一、三〇五九の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東徳佐上字金地一〇二三二から一〇二三六まで、字江草一〇二三七の六から一〇二三七の二五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東徳佐上字金地一〇二三三から一〇二三五まで・字江草一〇二三七の七から一〇二三七の二五まで(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(二〇八) 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

身体障害者社会参加支援施設条例の一部を改正する条例(平成三十年山口県条例第四十一号。以下「一部改正条例」という。)附則第二項の規定により、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 一部改正条例による改正後の身体障害者社会参加支援施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号。以下「改正後の条例」という。)第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 改正後の条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(三) 改正後の条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 改正後の条例第七条の規定により、山口県身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

二 指定しようとする期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間

三 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体(以下「法人等」と

いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。

(一) 法人等(法人格を有しない団体)にあっては、その代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 主たる事務所を県内に有していること。

(三) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(四) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

(五) 山口県における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

(六) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(七) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

四 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部障害者支援課

(二) 期間

平成三十年九月十八日から同年十月十九日までの間

五 応募の方法及び期間

(一) 方法

公募に係る応募をしようとするものは、山口県身体障害者福祉センター規則(平成三十年山口県規則第六十八号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県健康福祉部障害者支援課に提出しなければならない。

(二) 期間  
平成三十年九月十八日から同年十月十九日までの間  
その他

(一) 公募に係る説明会を平成三十年十月一日(月曜日)午前十時から山口市八幡馬場三六番地の一 山口県身体障害者福祉センター会議室において行う。

(二) この手續に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県健康福祉部障害者支援課(電話〇八三一九三三一二七六五)に問い合わせること。

(三〇九) 平成三十年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成三十年十一月九日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁商工労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成三十年十月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(郵送の場合)は、十月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十年十一月三十日(金曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百八十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三一)

三二五五)にすること。

(三二〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク西宇部店

所在地 宇部市厚南北五丁目一六〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社オカノベーカーリー	宇野 和仁
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	宇野 和仁	藤井 和重

四 届出年月日

平成三十年九月七日

五 変更年月日

平成三十年七月三日

(三二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年九月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク中関店  
 所在地 防府市大字田島一四九七の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六  
 代表者の氏名 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
おいて小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社オカノペーカー	宇野 和仁	藤井 和重

- 四 届出年月日  
 平成三十年九月七日
- 五 変更年月日  
 平成三十年七月三日

(二二二) 建築士の免許の取消し  
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成三十年九月十八日  
 山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
藤井 隆文	二級建築士	第八三〇二号	平成三〇、九、七	死亡

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成三十年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、四五一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四六、五六六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四六、五六六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	七四〇、七四〇

平成三十年九月十八日印刷  
平成三十年九月十八日発行

発行人  
所

山口県知事  
庁

副知事、 理事若しくは 委員又は公安 委員の解職の 請求	知事、 選挙管 長の解職の 請求	知事の解職の 請求
地方自治法 第八十一項	地方自治法 第八十六 条第一項	地方自治法 第八十一 条第一項
地方教育行政の組織 及び運営に関する 法律第八條第一項		

二四六、五六六